

石鎚山系及び石鎚山系周辺地域の入込客等動向調査委託業務に係る契約内容の公表

石鎚山系及び石鎚山系周辺地域の入込客等動向調査委託業務に係るプロポーザル選定委員会における審査結果に基づき、次のとおり随意契約したので公表します。

平成29年9月15日

石鎚山系連携事業協議会  
会長 出口 岳人

- 1 業務名 石鎚山系及び石鎚山系周辺地域の入込客等動向調査委託業務
- 2 業務内容 仕様書のとおり
- 3 所管課 〒793-8601 西条市明屋敷164番地  
石鎚山系連携事業協議会事務局（西条市産業経済部観光振興課内）  
TEL0897-52-1690（直通）
- 4 契約日 平成29年9月15日
- 5 契約期間 平成29年9月15日～平成30年3月15日
- 6 契約金額 10,999,773円  
（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 814,798円）
- 7 契約の相手方 氏名 株式会社JTB 総合研究所  
代表取締役社長 野澤 肇  
住所 東京都港区芝 3-23-1

石鎚山系及び石鎚山系周辺地域（愛媛県西条市、久万高原町、高知県のいの町、大川村を中心とした地域）  
の入込客等動向調査委託業務 仕様書

1 業務の名称

石鎚山系及び石鎚山系周辺地域の入込客等動向調査委託業務

2 履行期間

契約締結日から平成30年3月15日（木）とする。

3 事業目的

愛媛県西条市、久万高原町、高知県のいの町、大川村は、石鎚山系連携事業協議会（以下、協議会という。）を設立し、石鎚山系を訪れる利用者の満足度向上ならびに安全対策の充実、さらには石鎚山系の雄大な自然を持続可能な資源とすることを目的に、地域再生計画「石鎚山系の魅力発信および持続可能な資源とする事業」をもって、行政の枠を超えた取り組みを進めているところである。

ただ、各種事業を効果的かつ戦略的に取り組むにあたって重要情報となりうる、当該周辺地域の入込客数について、十分な把握が出来ていない。

そこで登山者のみならず、石鎚山系及び石鎚山系周辺地域を訪れる来訪者の属性や回遊ルート、目的、また石鎚山系の認知度などを調査・分析することで、石鎚山系の現状及び強み（弱み）を把握し、環境安全対策やプロモーション等石鎚山系に係る多面的な各種事業の効果的かつ戦略的な実施に繋げることを目的に調査を行うもの。

4 業務内容

(1) 石鎚山系及び石鎚山系周辺地域（愛媛県西条市、久万高原町、高知県のいの町、大川村を中心とした地域）入込客調査、分析

登山者を対象としたもの及び、観光、ドライブ、サイクリングなどの石鎚山系周辺地域の入込客について、動向が把握できる項目を調査すること。

なお、調査方法についても提案すること。

また、結果については、分析するとともに、見やすい形で提示すること。

【想定する調査対象】

- ・石鎚山系周辺地域全域（愛媛県西条市、久万高原町、高知県のいの町、大川村を中心とした地域）の入込客
- ・石鎚山系の登山者（登山ルート別）にフォーカスした入込客数及び、属性・目的・行動把握調査

【想定する調査内容】

- ・属性（年齢、性別、居住地 等）
- ・石鎚山系登山者に係る情報（キャリア（登山経験）、レポート回数 等）
- ・石鎚山系サイクリストに係る情報  
（キャリア（サイクリング年数）、レポート回数、拠点（駐車）場所 等）
- ・周遊ルート
- ・滞在時間
- ・宿泊地
- ・来訪の手段、目的
- ・その他事業展開に効果的なデータ

【想定する調査方法】

- ・GPS データ等ビッグデータ
- ・アンケート調査（主要観光窓口等での聞き取り調査、Web 調査）
- ・ヒアリング調査（主要観光窓口等での聞き取り調査、Web 調査）

(2) 認知度調査、分析

石鎚山系についての「認知度」について調査分析を行うこと。  
なお、調査方法については提案すること。

(3) 魅力度調査、分析

既存の登山ルート及び観光ルートについて、モニターツアー等を実施し、観光資源の強み弱みの分析を行うこと。また、その結果をもって、観光資源の磨き上げにつなげる提案を行うこと。  
なお、調査方法についても提案すること。

(4) 調査分析結果を用いた活用方法及び PR 方法提案

調査分析結果をもとに、協議会委員と協議することで、石鎚山系周辺地域の入込客拡大に向けた戦略的、効果的な方法の提案を行うこと。また、現在実施している各種事業（登山ルートのグレーディング、登山道等安全対策ロードマップ策定、サイクリングルート開発、情報発信体制構築等）での活用方法の提案を行うこと。さらには、本事業の調査結果をもとにした PR 方法の提案を行うこと。

5 成果物

- (1) 調査結果分析報告書（印刷物及び電子データ）
- (2) 調査データ（協議会と協議のうえ決定すること）

6 留意事項

- (1) ①本件業務の履行過程で受託者が作成した報告書等に関わる著作権は協議会の幹事を構成する自治体（西条市、久万高原町、いの町、大川村）（以下、4自治体という。）に帰属するものとし、受託者は4自治体に対して著作権人格権を行使しないものとする。
  - ②上記①にかかわらず、本業務の受託前から受託者が著作権を有するものが報告書等に組み込まれた場合は、これらの著作権については、受託者に留保されるものとする。受託者は当該著作権について、報告書等の利用のために必要な範囲内で、4自治体に対し無償の利用権を許諾するものとする。
  - ③上記①にかかわらず、受託者が、第三者が著作権を有するものを報告書等に引用・転載する場合は、これらの著作権は著作権所有者に帰属するものとする。
- (2) 個人情報に配慮した上で調査結果概要については公開予定であると認識すること。
- (3) 本事業を進めるにあたり、必要に応じて調査の進捗状況及び調査結果について、協議会で報告を行うこと。
- (4) 本業務で知りえた事項については、他に漏らしてはならない。
- (5) 本業務の実施にあたり、本仕様書に明記なき事項又は疑義が生じた事項については、双方の協議の上、誠意をもって対応するものとする。